

4. 医療機関間の診療情報連携、マルチベンダー化によるシステム導入コストの低減を実現するため、システムベンダーは標準的なデータフォーマット及びデータ交換規約の医療情報システムへの標準搭載を2006年度より開始する。
5. 医療機関等におけるより高度な医療安全や業務の効率化を実現するため、2010年度までに電子タグ等のユビキタスネット関連技術の活用を推進する。
6. 厳格な本人確認を行いつつ診療情報等の安全な交換や参照を実現するため、HPKI (Healthcare Public Key Infrastructure:保健医療福祉分野の公開鍵基盤)、安全で安心なネットワーク基盤等を2008年度までに整備する。
7. 円滑な情報化を支援する助言・指導等を通じて医療情報化インフラの利用価値を高める医療機関CIOの在り方について検討し、2008年度までに人材育成の体制を整備する。

(情報化推進体制の整備と情報化グランドデザインの策定)

1. 医療・健康・介護・福祉分野全般にわたるIT政策を統括する体制を2005年度までに整備するとともに、分野横断的な情報化方針、具体的なアクションプラン等を示す情報化のグランドデザインを2006年度までに策定する。

評価指標

1. ①レセプトのオンライン化率、②医療機関・審査支払機関・保険者での事務経費削減額
2. 健診項目及び電子データ形式の標準化状況
3. 地上デジタルテレビ放送等を活用した受診前医療サービスの実施箇所数
4. ①統合系医療情報システムの普及率、②「(医療情報インフラの整備) 1.」に示される指標
5. ①医療・健康・介護・福祉分野全般にわたる統括的なIT政策推進体制の整備状況、②医療・健康・介護・福祉分野全般にわたる情報化グランドデザインの策定状況

I Tを駆使した環境配慮型社会 －エネルギーや資源の効率的な利用－

現状と課題

I Tの活用は、人や物の移動、生産活動といった社会経済活動を効率化し、エネルギーや資源の利用を効率化できることから、京都議定書目標達成計画等において、エネルギー管理等にI Tを活用した様々な環境対策が推進されている。また、環境問題の克服に向けての原動力である国民各界各層・各主体の取組をさらに促進するため、環境情報を分かりやすく、かつタイムリーに提供できるという点からも、I Tのより一層の活用が求められている。

その他、I Tの活用はリサイクルの推進、廃棄物管理の合理化、不法投棄の削減等の様々な環境問題の解決に期待されている。

一方で、I T社会の進展に伴い、I T機器の増加・高機能化によりエネルギー使用量やCO₂排出量が増加しており、対策が急務となっている。

目標

1. エネルギー管理の高度化、物流・交通流の効率化等に関するI Tを活用した環境対策により、社会経済活動の環境負荷を低減する。
2. I Tを活用した環境情報の効率的な収集、体系的な整理・分析・蓄積及び多様な提供を行うことにより、各主体の環境問題への取組をより一層促進する。
3. I T機器によるエネルギーの使用量を抑制する。
4. I Tを活用して産業廃棄物の移動におけるトレーサビリティを向上させ、不法投棄による環境汚染を未然に防ぐ。このため、官民連携して、2010年度までに、電子タグ等の活用も推進しつつ、大規模排出事業者について交付されるマニフェスト（産業廃棄物管理票）の80%（排出事業者全体については50%）を電子化できるようにする。
5. 廃棄物の国際的な移動の円滑化も視野に入れ、I Tを活用して廃棄物のトレーサビリティを向上させることにより、適正な資源循環の確保を推進する。

実現に向けた方策

1. オフィスや家庭のエネルギー使用管理（BEMS、HEMS）、テレワーク、高度道路交通システム（ITS）による渋滞の緩和、物流システムの構築等のI Tを活用した環境負荷低減に資する対策について、環境関連の各種計画と連携して進捗状況を管理し、着実に推進する。
2. 2007年度までに、I Tを活用し、利用者視点にたった、我が国における環境情報の収集や体系的な整理、各主体への環境情報の提供のあり方についての方針を策定する。
3. 2007年度までに、I T機器のエネルギー使用の効率化に関する計画を策定する。
4. 2008年度までに、電子マニフェストを活用して各種行政報告を行うことができる仕組みを構築する。
5. 電子マニフェストに関して、収集運搬・処分等について位置情報を監視できるシステムを併用した取組や、社内データベースと電子マニフェストの連携などを可能とする事業等の先進的な取組について支援する。

6. 2008年度までに、国際的な資源循環の円滑化・活性化のために、関係各国と連携の下、ITの活用により、越境移動における廃棄物のトレーサビリティ向上のためのシステムづくりに本格的に着手する。

評価指標

1. 関連する各種計画におけるITを活用した環境対策の進捗状況・評価
2. ITを通じて入手した環境情報を直接の契機として、環境配慮の取組を行った国民の割合
3. IT機器のエネルギー効率
4. 電子マニフェスト普及率

(2) 安全・安心な社会の実現

世界に誇れる安全で安心な社会 — I Tによる防災・治安・食の安全・安心—

現状と課題

我が国はかつて世界一安全な国と言われていたが今や多くの国民が様々な不安を抱えている。

防災分野では、近年においても、相次ぐ地震や台風等による甚大な被害が発生し、今後、東海地震、東南海・南海地震といった大規模地震の到来が予想されていることから、防災への更なる取組が求められている。

治安分野では、国内において凶悪犯罪が多発し、また、世界的にテロの脅威が広がっていることから、治安回復への有効な対策が求められている。

食品分野では、BSE問題等の食品に関する問題が相次いで発生していることから、現在、牛肉のトレーサビリティ・システムの確立等の取組が進んでいるものの、食品の安全・安心の向上に向けた更なる取組が求められている。

今後 I Tを最大限利用・活用することによってこれらの多様な課題を解決し、すべての国民が安心して暮らせる安全な社会を構築する必要がある。

目標

1. 迅速かつ的確に情報を収集・整理し、その伝達が可能となる情報通信基盤及び各種資機材を整備し、治安を向上させるとともに、テロや地震等の災害による被害を減少させる。特に、甚大な被害が予想され国民に不安をもたらしている地震・津波については、I Tを活用して国民が適切に被害を回避すること等により、東海地震、東南海・南海地震による被害想定を2014年度までに半減することに寄与する。
2. 2010年度までに消費者ニーズの高い国内の主要な生鮮食品等について、多くの国民が生産流通履歴情報をインターネット等で確認し、選択できるようにする。

実現に向けた方策

(防災・治安)

1. 緊急地震速報・津波予報・気象警報等の防災コンテンツについて、国民への提供を促進するとともに、情報収集の迅速化と精度の向上等を行う。また、それを利用してあらかじめ事故・火災等の原因となる機器類を制御するなど、災害による被害を軽減する技術の実用化を図る。
2. 防災行政無線等や緊急通報網等の防災・治安情報の基盤を高度化・堅牢化することで、情報を迅速かつ的確に収集・整理し、伝達する。特に、地上デジタルテレビ放送波の災害情報の伝達について、緊急起動信号によるものを、2007年度を目標として実用化し、その活用を促進することを始め、多様な手段による基盤を構築する。
3. 「防災情報共有プラットフォーム」(注)を、地方公共団体・住民・ライフライン企業を含めた企業等が連携できる総合的なシステムとなるように、拡充する。
4. 政府や企業が予期せぬ災害に直面しても重要な業務を継続できるよう、業務継続計画の策定を促進する。また、企業の防災に関する取り組みの評価とその公表を促進する。

5. テロ対策、凶悪犯罪対策等の各種治安対策や子どもの安全確保においてITの活用を推進する。

(食品)

1. 2007年度までに、消費者ニーズや社会的関心を十分に把握した上で、主要な食品について、品目毎のトレーサビリティ・システムの導入に関するガイドラインを策定するとともに、生産履歴情報を第三者認証機関が認証するJAS規格を制定する。また、流通履歴情報を第三者認証機関が認証するJAS規格を順次制定する。
2. 食品トレーサビリティによる豊かで安心な食生活を実現するため、普及啓発に取り組むことにより、広く国民的理解を醸成する。

評価指標

(共通指標)

1. 国民が安心して暮らせる安全な社会の構築状況

(防災・治安)

1. 減災効果（東海地震、東南海・南海地震）
2. 業務継続計画を策定している政府・企業の割合
3. 防災に関する取り組みを評価・公表している企業の割合
4. 防災情報共有プラットフォームの整備状況
5. 刑法犯認知件数及び検挙率

(食品)

1. 消費者ニーズの高い国内の主要な生鮮食品等について、国民がインターネット等で生産流通履歴情報を確認することができるシステムの導入状況
2. 消費者の食品トレーサビリティの認知度

注：防災情報共有プラットフォーム：

災害対策にあたって、防災機関が横断的に情報を利用・活用できるようにするため、国の防災情報をGIS（地理情報システム）を活用して共通の地図に集約して横断的に共有するシステム

世界一安全な道路交通社会 —交通事故死者数 5,000 人以下を達成—

現状と課題

近年、交通事故死者数は減少傾向にあるものの、依然として交通事故発生件数は高い状態で推移しており、2012 年末の交通事故死者数 5,000 人以下という政府目標達成のためには、事故そのものを減少させることが喫緊の課題となっている。事故の内容では、年齢別に見ると 65 歳以上の高齢者の交通事故死者数が全体の約 4 割を占め、なお高水準で推移しており、また原因別では「発見」「判断」「操作」の遅れや誤りによる事故が全体の大半を占め、発生場所別をみると、死亡交通事故の全体の約半数は交差点付近で発生している。

交通事故の削減に寄与する施策として、交通指導取締りの強化や交通安全教育、道路交通環境の整備はもちろんであるが、IT の活用が有効と考えられている。IT の活用は人間の認知や判断等の能力や活動を補い、また人間の不注意によるミスを打ち消し、さらには、それによる被害を最小限にとどめるなど交通安全に大きく貢献することが期待できる。

これまで、これら交通事故における問題を解決する施策として、官民をあげて高度道路交通システム (ITS) の実用化に取り組んできたが、実証実験の段階の施策が多く、実用化には至っていない、あるいは、実用化されてもその普及が不十分である。今後は、交通事故の未然防止や事故後の救助・救急活動の迅速化に向け、関係省庁が連携を図り、民間とともに人・道路・車両が一体となった高度な ITS を実現し、世界一安全な道路交通社会へと改革していくことが求められている。

目標

1. 「インフラ協調による安全運転支援システム」(注 1) の実用化により、交通事故死傷者数・交通事故件数を削減する。
2. 交通事故の覚知から負傷者の医療機関等収容までの所要時間を短縮する。

実現に向けた方策

1. 交通事故の未然防止を目的とした安全運転支援システムの実用化を目指し、2006 年の早期に官民一体となった連携会議を設立し、複数メディアの特性の比較検討を含む効果的なサービス・システムのあり方や実証実験の内容について検討する。
2. 上記検討を踏まえ、2008 年度までに地域交通との調和を図りつつ特定地域の公道において官民連携した安全運転支援システムの大規模な実証実験を行い、効果的なサービス・システムのあり方について検証を行うとともに、事故削減への寄与度について定量的な評価を行う。
3. 2010 年度から安全運転支援システムを事故の多発地点を中心に全国への展開を図るとともに、同システムに対応した車載機の普及を促進する。
4. 歩行者の交通事故死者数削減に寄与するための「歩行者・道路・車両による相互通信システム」(注 2) について、官民連携により 2010 年度までに必要な技術を開発する。

5. 交通事故発生時に携帯電話等を通じてその発生場所の位置情報を救急車両等や医療機関が早期に共有できるシステムについて、2007年度までに技術仕様を定義し、自治体、医療機関等における整備を促進するとともに、車載機の更なる普及を促進する。
6. 2010年度までに緊急車両に優先信号制御を行う現場急行支援システム（FAST）について、その効果を検証しつつ主要都市への普及を促進する。

評価指標

1. 実証実験場所における交通事故発生件数、負傷者数、死者数
2. 自動車ユーザーの安全運転支援システムへの満足度
3. 交通事故の覚知から負傷者の医療機関等収容までの所要時間

注1：インフラ協調による安全運転支援システム：

車両からは直接見えない範囲の交通事象に対処すべく、車両がインフラ機器（路側設備や他車両に搭載された機器や歩行者が携帯する機器も含む）との無線通信により情報を入手し、必要に応じて運転者に情報提供、注意喚起、警報等を行うシステム

注2：歩行者・道路・車両による相互通信システム

「インフラ協調による安全運転支援システム」の一部であり、歩行者の位置を特定し、車両や道路と無線通信を行うシステム

(3) 21世紀型社会経済活動

世界一便利で効率的な電子行政 ーオンライン申請率50%達成や小さくて効率的な政府の実現ー

現状と課題

行政手続オンライン化3法の施行を始めとした基盤整備を進めた結果、国の扱うほとんどの手続においてインターネットによる申請等が可能となっている。その一方で、使い勝手が利用者の視点に立ったものとなっていない等の理由から、国民・企業等による電子政府の利用は進んでおらず、また、住民サービスに直結する地方公共団体の電子化が十分ではないなど、国民・企業等利用者が利便性・サービスの向上を実感できていない。

また、政府のレガシーシステムの見直し等、業務・システム最適化に向けた取組が行われているが、各府省の実施体制は必ずしも十分ではなく、更なる政府全体のシステム最適化への取組が求められている状況である。

今後は、財政の健全化や行政の簡素化・効率化、国民サービスの向上に向け、ITを最大限活用した業務改革、行政改革が必要となっている。

目標

行政分野へのITの活用により、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、高度化及び透明性の向上を図る。

1. 利便性・サービス向上が実感できる電子行政（電子政府・電子自治体）を実現し、国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を2010年度までに50%以上とする。
2. 各府省における情報システム調達・評価体制を整備するとともに、IT戦略本部に政府全体の情報システムに対する評価体制を整備し、更なる政府全体の業務・システム最適化を図り、効率的な電子政府を実現する。また、地方公共団体においても同様の体制整備を促進する。
3. 国・地方公共団体のシステムについて、利用者利便性の向上に配慮しつつ、信頼性・安全性の確保、セキュリティ高度化を図るとともに、我が国の電子行政化を通じ、先端技術の育成、普及を進める。

実現に向けた方策

1. オンライン利用促進対象手続について、各手続の利用目標を含む利用促進行動計画を2005年度に策定・公表し、2010年度までにオンライン利用率50%以上を達成する。
2. オンライン利用の促進を図るため、所得税、法人税の電子申告に係る制度・運用の改善策や電子的な税、手数料等の納付普及の方策について検討を行う。
3. 利用者視点に立って、添付書類の電子化、省略・廃止、手続自体の廃止、インセンティブの付与、処理期間の短縮、本人確認方法の簡素化（電子署名を省略できる場合を整理）等、手続の見直し・改善や紙文書による業務処理からの脱却とこれによる職員の意識改革を図る。

4. 国民年金・厚生年金の受給権者の現況確認や不動産登記の申請手続への利用をはじめ、法令に基づいて、住民基本台帳ネットワークシステムの利用・活用を促進し、2010年度までに各種行政手続の簡素化を実現する。併せて、各府省と地方公共団体を接続するシステムについては、原則として総合行政ネットワーク（LGWAN）への統合を進め、標準型・共同型システムの利用を推進する。
5. 公的個人認証に対応した電子申請システムを、全都道府県においては2008年度までに、全市町村においては2010年度までに整備する。
6. 国・地方公共団体は、情報システムのデータの標準化を推進する。また、転居や転出の際の窓口における各種行政手続きの一括申請や、地方公共団体間の防災等の公共サービスの共同展開を実現するため、情報システムの連携基盤を開発し、2007年度までに標準化を図るとともに、この標準に基づく地方公共団体のシステム改革を推進する。
7. 国・地方公共団体に対する申請等手続のほか、医療・介護・年金等の公共分野において、ICカードによる安全で迅速かつ確実なサービスの提供を推進することとし、導入のあり方等について2007年夏までに検討を行い、結論を得る。
8. 2006年度早期に、各府省においては、各府省情報化統括責任者（CIO）の下で、CIO補佐官の支援・助言等を得て、府省内の情報システム企画、開発、運用、評価等の業務について責任を持って統括する体制（プログラム・マネジメント・オフィス（PMO））を整備し、弾力的な執行が可能となる予算計上、戦略的な情報システム調達を行う。また、各府省において、情報システムに精通し、業務改革を推進する内部人材の育成を各府省統一的な研修の実施などにより計画的に進める。さらに、人材育成や共同化の推進等により、地方公共団体の体制整備も促進する。
9. 2006年度早期に、IT戦略本部の下に、ITによる業務改革に精通した外部専門家等からなる電子政府評価委員会（仮称）を設け、各府省における業務・システムの最適化等に関し、費用対効果の観点も含め厳正な審査・評価を行い、情報システムの企画、開発、運用、評価等に関し必要な支援、勧告を行うとともに、各府省PMOの活動状況の評価を行う。また、府省共通業務・システムについては、担当府省間の連携を図り、開発及び運用を円滑かつ効果的に実施するため、IT戦略本部の下に、工程管理、仕様の調整、費用対効果の確認及び経費の効率的運用を図るための調整等を行う体制を2006年度早期に整備する。
10. 各府省の情報システムの新たな構築・改修等に当たっては、現在進めているレガシーシステムの見直しを含め、その費用対効果を明確化することとし、信頼性・安全性の確保のために行うものなど真に必要な性を有すると認められるものを除き、①情報システム関係経費や業務処理時間・定員の削減が見込まれるなど行財政改革に資する、②最適化計画等の適切な整備計画に基づく、③利便性向上に寄与する、という3つの基準を満たすものについてのみ実施するものとする。また、対象となる事務事業の外部委託が適当なものは、外部委託を進めるものとする。
11. 情報システム調達に関するガイドラインを2005年度中に策定し、各府省は同ガイドラインに沿って情報システム調達を実施するとともに、技術力のある企業に対する競争参加機会の拡充を図る。また、各府省における同ガイドラインに沿った調達実施状況について、定期的にフォローアップし、必要な改善を行う。

12. 利便性・効率性・安定性及びセキュリティ機能の総合的な向上に資する電子政府共通基盤の構築に向けた検討を行う。また、今後、各府省の情報通信機器の更新に合わせ、原則として2008年度までにIPv6対応を図ることとする。さらに、高度で安全な電子行政の推進に向け、今後開発することが必要と考えられる技術について検討を行い、この検討結果を踏まえ、官民連携により必要な技術開発を推進する。
13. 独立行政法人等の業務・システムの効率化・合理化を図るため、独立行政法人等においては、国の取組に準じて、原則として2007年度までに最適化計画を策定することなどにより、内部管理業務を始めとした業務・システム全般の見直しを推進する。

評価指標

1. 申請・届出等におけるオンライン利用率
2. 申請・届出等に申請者が要する時間・費用
3. 政府のポータルサイトの利用件数
4. 情報システム関係経費の削減効果、業務処理時間・定員の削減効果
5. 公共サービスにおけるICカードの導入状況とこれを用いた公共サービスの向上の状況

I T 経営の確立による企業の競争力強化 －世界トップクラスの I T 経営を実現－

現状と課題

企業における I T の導入は進み、一部ではグローバルな活動を行う重要な経営基盤として活用されているが、その一方で I T を有効に活用できていない場合や、活用できている場合であっても企業内の一部部門での活用にとどまっている場合が多く、I T の可能性を最大限に引き出している企業は少ない状況にある。特に中小企業においては、大企業と比較して電子商取引の実施率が低いなど I T の有効活用がなされていない。

その原因として、I T に関する知識・利用・活用能力・取組意識の不足といった人材面の問題や、導入コストが高い、投資対効果が不明確といった費用面の問題のほか、中小企業が I T を活用するに当たっては、電子商取引の仕様等が業界・企業ごとに異なっているなどの問題がある。

今後は、人材育成や導入費用に係る課題の解消、さらには国際的にも調和した電子商取引環境の整備に積極的に取り組み、企業が I T による経営改革を実現し、経営課題の解決力を強化することによって世界最高水準の競争力を装備することをめざす。

目標

1. 2010 年度までに、企業の部門間・企業間の壁を越えて企業経営を I T によって最適化する企業の割合を大企業・中小企業ともに世界トップクラスの水準に引き上げる。
2. 2010 年度までに、基幹業務に I T を活用する中規模中小企業（年間売上高 5 億～20 億円を想定）の割合を 60% 以上とする。
3. 企業が電子商取引に共通して利用できる国際的にも調和した汎用的な共通基盤（例えば EDI プラットフォーム）を構築し、2010 年度までに、電子商取引を実施する企業のうち汎用的な共通基盤を利用する企業の割合を 60% 以上とする。
4. 2010 年度までに、中小企業の取引先のうち電子商取引を実施する企業の割合を 50% 以上とする。

実現に向けた方策

1. 企業において、I T を活用した業務統合、製造管理、供給連鎖等による生産性や顧客満足度等の向上のための戦略的投資を促進するため、2006 年度までに「I T の戦略的導入のための行動指針（仮称）」を策定し、その普及を図る。
2. 2010 年度までに大企業及び公開企業を中心に、CIO の設置を促進する。
3. 企業における I T 利用・活用能力を強化するため、2006 年度までに I T を利用・活用する企業のスキル標準を作成するとともに、社員に対する I T 教育実施プログラムの導入を促進する。
4. 経営者を中心に I T 化の有用性についての理解を促進するため、2010 年度までに、企業経営における I T 利用・活用の成功事例を 1,000 件以上公表する。

5. 電子商取引に利用できる業界共通・横断ソフトやパッケージソフトの開発・カスタマイズ・普及に対する支援のほか、EDI プラットフォームや電子タグの利用、デジタルコンテンツ事業等を実施する中小企業に対する支援を行う。
6. 企業において技能データベース化を行うためのメカニズムを2008年度までに構築し、その普及を図ることなどにより、ものづくりを行う企業の優れた技能等を確実に継承できるようにする。
7. ITの活用により経営能力を強化し、中小企業が自ら有する技術を有効に活用できるようにするため、中小企業大学校及び民間機関の活用等によって、中小企業経営者が日常的に学習できる環境を2007年度までに整備し、普及を図る。
8. ITによる中小企業の経営革新を促進するため、経営に役立つIT投資について知見を有するITコーディネータ等の外部専門家の活用や、異なる分野の経営資源を有する中小企業がIT等を活用して行う連携を支援する。

評価指標

1. 企業経営をITによって最適化した企業の割合
2. 基幹業務にITを活用する中規模中小企業の割合
3. 電子商取引を実施する企業のうち汎用的な共通基盤を利用する企業の割合
4. 企業における電子商取引等の実施状況
5. 事業者間（BtoB）電子商取引化率
6. 企業経営をITによって最適化した企業の競争力

生涯を通じた豊かな生活 －全ての人元気で豊かに活動できる社会の実現－

現状と課題

わが国は世界に類を見ない速度で少子高齢化が進んでおり、2015年度には国民の4人に1人が65歳以上になると見込まれている。また、要介護者、若年無業者、児童虐待、生活保護世帯の増加、障害者の社会参加など多様な社会的課題が生じている。

こうしたことから、高齢者、障害者、介護者、育児期の親、若年無業者等全ての人々が学びたいときに学べる環境や、働きたいときに働ける環境の整備により社会参加を促進するとともに、それらを支援するサービスの質を向上させ、全ての人元気で豊かに活躍する、活力のある社会へ改革していくことが求められている。

目標

1. 2010年までに適正な就業環境の下でのテレワーカーが就業者人口の2割を実現
2. 地域で支える福祉・介護・育児の基盤整備
3. 少子高齢社会を支える新たな技術の開発
4. 2010年度までにITを活用した生涯学習の受講者率を倍増

実現に向けた方策

1. 高齢者・障害者・育児期の親・若年無業者等が社会において活躍するため、e-Learning等ITを活用した能力向上を行うとともに、IT産業をはじめとする様々な産業での働く機会の拡大につながる職業能力の開発、求人・求職活動やSOHOなどの起業・事業拡大のための情報提供等必要な支援を行う。
2. 高齢者・障害者・介護者・育児期の親等個々が置かれた状況に応じ能力が最大限に発揮されるようなテレワークに関する企業内制度や労務管理の導入、セキュリティ対策の体制・運用の充実、労働関連制度に関する従来型の規制の見直しなど、産官学の連携の下、テレワークの飛躍的拡大に向けた取組を推進する。
3. 自宅や医療機関・福祉施設にいながらにして地域コミュニティにおける生涯学習などに参加し、誰もが孤立せずに活躍できるよう、今後も進展が見込まれるブロードバンド環境や地上デジタルテレビ放送を活用した双方向の画像通信などの利用を促進する。
4. 誰もが気軽にITを活用して学習ができるよう、図書館を始めとする様々な公共施設の情報化を進めるとともに、それら施設においてITを活用した学習等をサポートする人材を配置する。その一環として、図書館司書の講習における情報機器に関する科目を必修化するなど、ITに通じた図書館司書を育成する。
5. オンライン請求により蓄積された全ての介護保険レセプトデータに関し、介護サービスの高度化や質の向上、介護予防に一層効果的に活用する観点から、必要な項目を追加した分析を2008年度までに開始する。このため、これまでの介護保険レセプトデータ分析の取り組みを2006年度までに検証評価し、必要な見直しを2007年度までに行う。

6. 福祉・介護・子育て等の質を向上する基盤として、2008年度までに福祉関係者及び利用者が共同でかつ安全に利用できる情報ネットワーク基盤を整備するとともに、サービス提供業務に携わるスタッフ及びサービス利用者の本人認証と資格確認のためのICカードを活用することとし、個人情報保護上の課題も含め、導入のあり方について2007年夏までに検討を行い、結論を得る。また、福祉介護サービスについて、手続き及び業務の効率化、サービス提供事業所における担当職員間の情報共有等を促進するため、2007年度までに各種帳票や記録などを電子化することについて、個人情報保護上の課題も含め検討を行い、2010年度までに全国的に推進する。
7. 福祉・介護関係者のITに関する認識の向上と積極的なIT活用を促進するため、関連する国家資格に係る養成課程において、IT・情報教育の導入等を2006年度当初から検討を開始し、2010年度までに全国的な導入等を推進する。また、福祉・介護とITの双方に精通した専門家集団の活用も含め、福祉・介護分野におけるIT化を支援する体制について2008年度までに検討し、2010年度までに必要な整備を全国的に図る。
8. 介護者等の負荷を軽減する実用的なロボット技術を2010年度までに開発する。

評価指標

1. 就業者人口に占めるテレワーカー率及び企業におけるテレワーク実施率
2. 女性の育児期における労働力率
3. 障害者の雇用率、パソコンボランティアを活用した障害者数、バーチャル工房利用者数
4. 福祉・介護のIT基盤の整備（情報ネットワーク基盤の利用率、電子化された各種手続きの利用率）
5. 福祉分野におけるIT利用・活用支援体制を有する自治体の割合、資格取得時に情報教育を受けた福祉関連有資格者の数
6. ITを活用した生涯学習の受講者率

2. IT基盤の整備

(1) デジタル・デバイドのないIT社会の実現

ユニバーサルデザイン化されたIT社会
—誰もが安心して利用でき、その恩恵を享受できるIT開発の推進—

現状と課題

情報収集の手段としてのインターネットは社会に定着しつつあるが、その利用率が50～59歳が63%である一方、60歳以上でみれば22%に止まっている。また、障害者のインターネット利用率も健常者と比べるとかなり低い状況にある。

今後、インターネットに加えて、地上デジタルテレビ放送など新たな技術が普及するユビキタス化が進む中で、高齢化、国際化の進展等により、年齢、性別、障害の有無、国籍等にかかわらず多様な人々が安心して生活できるようにするためには、ユニバーサルデザイン化による社会の改革を推進することが喫緊の課題である。ITはこのようなユニバーサルデザイン化された社会を実現するための最も重要なツールである。一方で、ユニバーサルデザイン化されたIT機器、サービス等の開発については、産学官が協力して、必要な環境整備、技術開発を行うことが必要である。また、個人ごとに加齢による心身の状態や障害の程度が様々であり、ユニバーサルデザイン化の推進にあわせて、個々のニーズに対応した支援施策の推進が重要である。

目標

2010年度までに、高齢者・障害者・外国人を含む誰もが身体的制約、知識、言語の壁を超えて、安心して生活できるように、以下のユニバーサル化を実現する。

1. 平等な情報へのアクセス（情報アクセスのユニバーサル化）
2. 自律的で円滑な移動（移動のユニバーサル化）
3. 自由自在な意思疎通（コミュニケーションのユニバーサル化）

実現に向けた方策

1. 2010年までに、機器や端末等における表記、操作方法の統一等の高齢者・障害者を含むすべての人の使いやすさに配慮した指針づくりを進めるとともに、利用者が使いやすい製品を容易に選択できるような製品表示を促進する。
2. 公共性の高い施設においてはユニバーサルデザインに配慮した機器やシステムの導入を計画的に推進するとともに、ユニバーサルデザインに関する普及啓発（表彰制度の設置等）により、誰にでも優しい情報提供や生活・居住環境を実現するユニバーサルデザインの端末開発等を促進する。
3. 今後、特に重要となる高齢者・障害者のIT利用・活用については、サポートセンターの全国展開、指導員の大幅増員等の支援体制の整備を図るとともに、支援するための技術・サービス開発を推進する。

4. 高齢者・障害者をはじめ誰もがITを通して必要な情報を入手し、自律的な活動を行えるように、字幕放送や利用しやすいホームページの普及を図るとともに、円滑な著作権処理等を図り、文字情報の音声化等を推進する。
5. 電子タグを含むユビキタス技術等の最新技術を活用して、高齢者、障害者、外国人を含むあらゆる人が、自律的に円滑な移動を行うことを支援するシステムを実用化し、地域への展開を図る。
6. 言語、文化、知識、身体能力等が異なる人々が、日常会話レベルの完全な多言語翻訳や身振り、表情等の情報から個人の知識、嗜好等も考慮して言語や知識、身体的制約の壁を超えて臨場感豊かに情報交換できる技術を実現する。これにより、誰でもストレスなく簡単に使えるインターフェースで、人と人、人とモノの間のコミュニケーションを実現する。

評価指標

1. 高齢者の携帯電話やパソコン等の利用率
2. ITを活用した障害者が利用可能な書籍数（録音図書等）、字幕・手話・音声解説を付与したテレビ番組の割合
3. 自律的で円滑な移動を支援するシステムを利用した情報アクセスの数
4. 多言語翻訳ソフトの普及数

「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使える
デジタル・ディバイドのないインフラの整備
－ユビキタス化の推進－

現状と課題

e-Japan 戦略の結果、我が国のブロードバンド環境は大いに進展したが、依然としてブロードバンド・サービスが全く提供されていない地域が存在する（平成 16 年度末時点で 345 万世帯）。これらの世帯は過疎地域に集中しており、民間事業者にとって、設備投資や運用に係る費用を回収するのが困難なことから、整備へのインセンティブが働かないという課題がある。

また、固定通信と移動通信の融合が進む中で、移動通信環境においても光ファイバ等と比較して遜色のないブロードバンド・サービスの実現が期待されている。

放送については、高画質・高音質・双方向の地上デジタルテレビ放送について、全世帯の約 60% が視聴可能となっているが、2011 年のデジタル放送への完全移行に向け、アナログ放送エリアの 100% をカバーするための中継局整備等の課題が残されている。

さらに、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるユビキタスネットワーク社会を実現するためには、人と人の間の通信に加えて、物流・在庫管理等のための人とモノ、モノとモノの間の通信も非常に重要になってきているが、技術開発、コスト低減、プライバシー保護等における一層の取組が必要である。

目標

2011 年 7 月を目標として、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるデジタル・ディバイドのないインフラを実現することで、ユビキタス化を推進する。

1. 2010 年度までに光ファイバ等の整備を推進し、ブロードバンド・ゼロ地域を解消する。
2. 2010 年度までに現在の 100 倍のデータ伝送速度を持つ移動通信システムを実現する。
3. 2011 年 7 月までに、通信と放送のハーモナイゼーション等を進め、地上デジタルテレビ放送への全面移行を実現する。
4. 2010 年度までに、ユビキタス端末等における瞬時に安全かつ確実に認証を行う技術や相手に応じて適切な情報のみを提供可能とするプライバシー保護技術を実現する。
5. 2010 年度までに、電子タグ等を 100 億個クラスまで同時利用が可能なネットワークを構築し、業界や国をまたがった多様な分野における利用・活用を実現する。

実現に向けた方策

1. 全国でブロードバンド・サービスを利用可能とするために、民主導を原則に置き、公正な競争を確保しつつ、事業者に対する投資インセンティブの付与、地域公共ネットワークの全国整備・共同利用や地域の創意工夫を引き出す等の国による必要に応じた支援、及びブロードバンド無線アクセス、UWB、PLC のような新たな電波利用システム等の実現を図る。

2. 現在の 100 倍のデータ伝送速度を持つ移動通信システムを実現するため、我が国が強みを有するモバイル関連の技術及びマーケットを活かして、産学官で連携して世界を先導する技術、アプリケーションの研究開発、実証試験を推進するとともに、国際標準化を通じて国際的に調和を取りつつシステムの実用化を図る。
3. 2011 年 7 月の地上デジタルテレビ放送への全面移行を確実に達成するため、中継局の設置、ケーブルテレビの活用のほか、電気通信事業者の加入者系光ファイバ網や通信衛星といったインフラの利用・活用を円滑に行うための環境整備を行う。
4. ユビキタス端末等における安全かつ確実な認証技術、プライバシー保護技術、膨大な数の電子タグの同時利用を可能とする技術等を実用化する。また、医療、食品等のトレーサビリティや効率的な物流管理等のための実証実験・標準化、プライバシー保護ガイドラインの適切な見直し・充実等を行っていくとともに、その普及啓発を図る。

評価指標

1. ブロードバンド・ゼロ地域数（世帯数）
2. 移動通信システムのデータ伝送速度
3. 地上デジタルテレビ放送の視聴可能世帯数
4. 電子タグの価格及びそれらを活用した食品・医薬品等のトレーサビリティ・システム普及率